

遵守事項に違反したときの施設収容についての課題

【共通する検討課題】

○ 目的・機能

- ・ 遵守事項違反があったときの施設収容の目的・機能をどのようなものとするか。

○ 収容期間等

- ・ 収容期間及び処遇内容をどのようなものとするか。

【考えられる仕組み】

①の仕組み

当初の審判において、保護観察に付す処分をする。遵守事項違反があったときには、審判において、保護観察処分を施設収容処分に変更する。

（検討課題）

- ・ 裁判の安定性を害することにならないか。
- ・ この処分に付すことが許容されるのは、行為責任の観点から見て、当初から施設収容処分が許容される場合に限られるのではないか。
- ・ 処分変更の審判においては、行為責任を基礎付ける事実についてあらためて認定をして処分決定を行うとともに、それに対する不服申立てを認める必要があるのではないか。

②の仕組み

当初の審判において、保護観察に付すとともに遵守事項違反があったときは施設に収容し得ることを内容とする処分をする。

（検討課題）

- ・ この処分が許容される行為責任は、当初からの施設収容処分が許容される行為責任よりも軽いものであると考えることができるか。
- ・ どの程度の行為責任であれば施設収容処分が許容されるか（例えば、罰金相当と考えられる程度の行為責任である場合に収容することが許容されるか）。
- ・ どのような場合に施設に収容するものとするか。